

障害者福祉基金 清水事業実施にかかる注意事項

1. 助成目的に沿った適切な事業運営をお願いします

本助成は、寄附者の方のご厚意によっていただきました寄附金をもとに、自立・就労を目的とする事業および障害者就労施設等で作成する自主製品の開発・改善に向けた取り組み、知的障がい者(児)の日常生活における心身機能の向上を目的とする機能訓練事業、知的障がい者(児)の支援に向けた資質向上を目的とする研修事業等に助成しています。

寄附金には限りがあり、現在、本助成制度の継続した運用について、見直しを行っています。団体・施設のみなさまにおかれましても、助成目的に沿った適切な事業運営ができていかご留意いただき、大切に使用していただきますようお願いいたします。

<助成対象外の事業例>

- ・自立支援給付の対象になっている事業
- ・施設利用者や団体会員の親睦のみを目的とした事業
- ・バザーなどの収益を目的とした事業

<助成対象外の経費例>

- ・飲食代(昼食などの飲食費)
- ・娯楽費
- ・職員(団体関係者等)の人件費
- ・団体の事務費(総会費用、本事業以外で使用する通信費等)

2. 報告書の提出期限について

記入漏れおよび資料の添付漏れないかご確認のうえ、期限厳守で報告ください。報告書の提出が著しく遅い場合は、返還または翌年度からの助成について不承認とさせていただきます。

提出〆切:事業終了後 1 週間以内

3 月 31 日に事業が終わる団体は 4 月 2 日(金)必着 ※厳守

3. 報告書の提出方法について

WEB フォームまたは郵送で提出ください。**令和 7 年度よりメール受付を廃止します。**メールで届いた場合は WEB フォームへ入力いただくようご案内させていただきます。

①WEB フォーム

<https://withkobe.form.kintoneapp.com/public/shimizu-r8-houkoku>

②郵送

裏面「送付先」に送付。



裏面に続く

4. 報告時の提出物について

令和7年度より様式を変更しています。過去の様式を使用しないでください(過去の様式で報告があった場合、新様式での再提出をお願いさせていただきます)。

- ①報告書
- ②決算書

※決算書は、領収書等に基づいて記入してください。領収書等を確認させていただく場合がありますので、必ず保管しておいてください。

- ③事業内容がわかる資料(チラシ・写真等)

報告書様式のデータは下記ホームページからもダウンロードできます。

<https://x.gd/KO1Sn>



5. 事業の中止や変更が生じる場合について

事業の中止や申請内容に変更がある場合は、変更申請書を提出いただく必要があるため、必ず事前に下記までご連絡下さい。事業が中止となった場合や規模が縮小された場合などは、助成金を返還していただくことがあります。

6. 連絡先・報告書送付先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 3-1-32
神戸市社会福祉協議会 地域支援部 担当:深田・宮本・有森
TEL.078-271-5317 FAX.078-271-5366
Eメール:kobenomirai@with-kobe.or.jp
★助成金専用のメールアドレスができました